

社会福祉法人いぶき福社会 評議員の報酬等に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、定款第8条に基づき評議員の報酬等に関する事項を定める。

(報酬の支給要件)

第2条 報酬は、法人の会議に出席した評議員に対して支給することができる。

(報酬の額)

第3条 報酬の額は、1日あたり五千円（ただし、源泉徴収税額控除後の額）とする。

(報酬の支給)

第4条 報酬は、日単位で支給する。

2 支給日は、当該会議に出席した日とする。

(改廃)

第5条 この細則の改廃は、評議員会が決議する。

附則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。（同日付の定款改正に伴い制定）